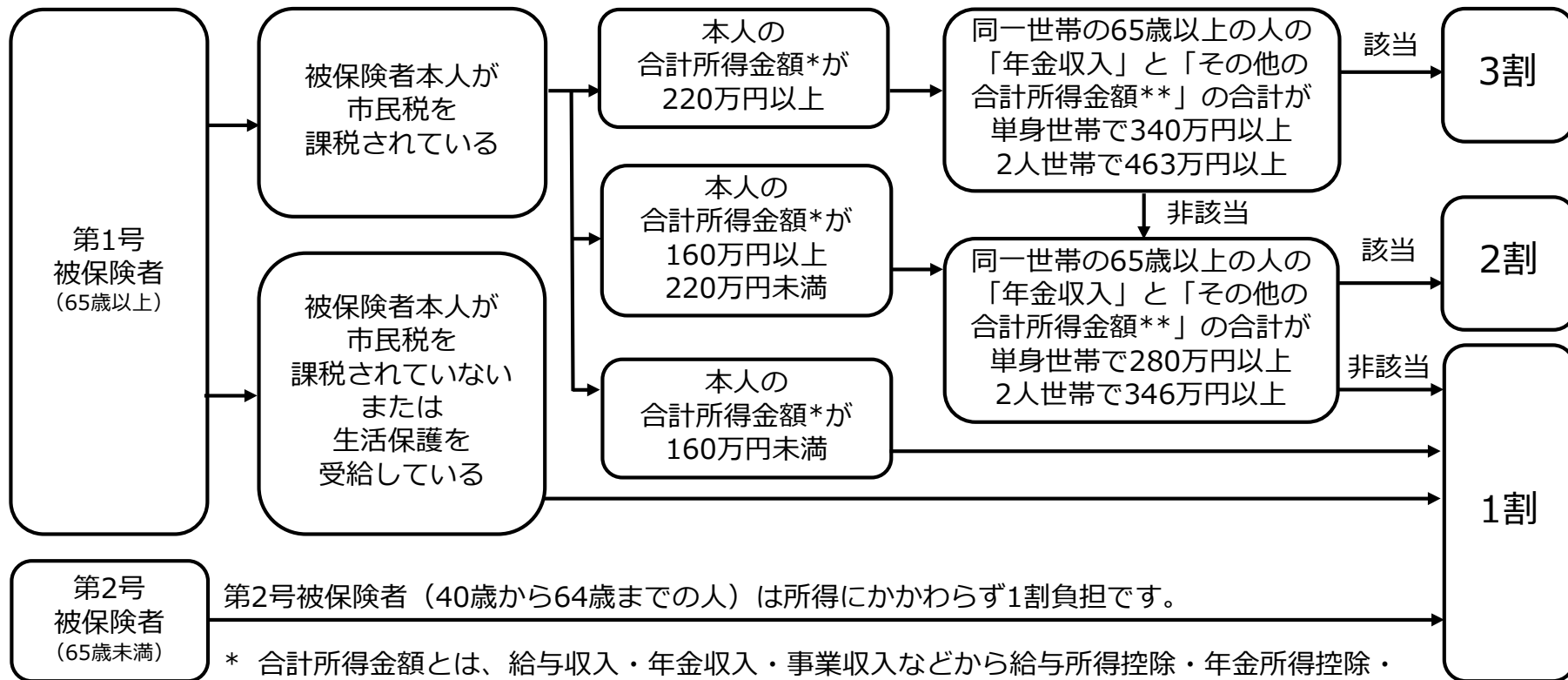


介護サービス利用時の利用者負担割合



* 合計所得金額とは、給与収入・年金収入・事業収入などから給与所得控除・年金所得控除・必要経費などを控除した額のことです。平成30年8月以降は、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

**その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を引いた金額です。